

# 新型コロナウイルス感染症予防対策（再開用）

東郷町教育委員会  
諸輪中学校

諸輪中学校では、以下のような感染症予防対策をとりながら学校再開をしていきます。

## 1 教室環境

- ・教室の扉・天窓は開放し、密閉空間をつくらないようにする。
- ・冷暖房を使用する際でも、教室の四隅を5～10cm開け、扇風機を使用して空気の通り道を作る。
- ・席は前向きで、できる限り間隔を開ける。（目安1m以上離す）
- ・放課には教室内と廊下側の窓を全開し、換気を確実に行う。（担任・教科担任が確認する）
- ・図工室・理科室・家庭科室などの特別教室の利用は、対面での授業になるため、極力避ける。  
※ 中学校の場合は、特別教室利用の際は、対面にならないようにできるだけ工夫する。

## 2 児童・生徒への対応

### (1) 登校時

- ア 登校後教室に入る前（荷物を持ったまま）に、石けんで全員手洗いをさせ、自分のハンカチでしっかりと手を拭かせる。
- イ 担任が健康観察時に朝の体温と健康状態を健康チェックカードにより確認する。
  - ★ 検温していない児童・生徒は、教室の体温計で担任が測る。（測定後の体温計は消毒する。）
  - ★ 発熱・体調不良を訴えた児童・生徒がいたら、職員室へ連絡する。  
※ 感染予防のため、児童生徒に付き添いはさせない。
  - ★ マスクを忘れた児童・生徒には、学校のマスクを配付し、洗って再利用させる。

### (2) 在校時

- ア 授業終了ごとの放課（1限後1組・2限後2組・3限後3組）、給食前、昼放課終了時、体育・移動教室の前後には、全員石けんで十分に手洗いをさせ、ハンカチで拭かせる。※ ハンカチは2枚程度持ってくるよう指導する。
- イ 児童生徒を並ばせる時や座席は、できる限り間隔を開ける。（目安1m以上）
- ウ 担任・教科担任は、常に児童・生徒の健康状態を確認し、だるい・かぜの症状などが確認された児童・生徒がいたら、職員室へ連絡する。（管理職と相談し、保護者へ連絡する。待機場所は視聴覚室とする。  
※ 感染予防のため保健室のベッドでは休養させない。
- エ 放課中に体調不良やケガが起こった場合には、保健室には来室せず、職員室に来ることとする。  
※ 職員室にてその後の対応を決定する。

### (3) 給食時間

- ア 給食前には全員石けんで30秒手洗いをさせ、ハンカチでしっかりと手を拭かせる。
- イ 手指の消毒をさせる。  
ウエッシュクリーンまたはキセキクリーンを使用する。

- ウ 給食は前向き給食とし、食べ終わるまではしゃべらないよう指導する。
- エ 給食時にはナフキンを使用させる。（ご家庭でご準備をお願いします）
- オ 配膳については、密にならないように各クラスで配慮する。
- カ 給食中に外したマスクの取り扱いに気を付けさせる。
- キ 給食の食器はまとめたりせず、各自で片付けさせる。
- ク 給食当番には、食器等の片づけが終わった後にも手洗いをさせる。

#### (4) 体育・部活動

- ア 活動前後に手洗いをさせる。
- イ 体育館・教室は窓を開放し、声出しは最小限とし、他の子となるべく密接に接触しないよう工夫する。
- ウ 運動時、状況に応じてマスクは外させ、人との距離をとった活動をさせる。
  - ※ 熱中症や呼吸困難等の事故が起きないように注意する。
- エ 更衣室、部室は密閉空間にならないよう窓を開ける。

### 3 活動場所の消毒（児童・生徒下校後）

・適宜、施設の消毒をする。

- ※ 下校後、ドアノブ・スイッチ・窓枠・トイレ・階段の手すり等多くの生徒が触れる場所については、消毒液を使って各フロアの消毒を学年の教師で行う。
- ※ 特別教室については適宜（基本は生徒下校後）担当教師で消毒を行う。
- ※ 生徒によるトイレ掃除は、手袋をさせて行い、当面の間は担当教師監督のもと感染防止に留意しながら行う。

### 4 職員の健康保持と職員室環境について

- (1) 職員は、毎日検温し、職員健康チェックカードに記入する。体調が悪い場合は無理をしない。体調不良となった際に、さかのぼって必ず報告できるようにしておく。
- (2) 職員も、常にマスクをする。
  - ※ 密接対面時、配膳時等、適宜フェイスシールドも併用活用する。
- (3) 職員も、30秒手洗いなど感染症予防対策を行う。
- (4) 職員室も、密閉空間としないため、常に換気する。

### 5 その他

- (1) 欠席・遅刻等の連絡は、電話でしてもらう。
  - (有症者との接触を避けるため、連絡帳等での連絡は行わない。)
  - 次の日の連絡を紙媒体である場合は、接触は避け、ポストインで対応する。
- (2) 児童・生徒の感染・濃厚接触者になりうる場合の出欠扱いについては、出席停止となる。
  - 発熱・咳・頭痛・だるさなどのかぜ症状がある場合の欠席者、保護者が感染を心配して登校をさせない場合は、症状や受診状況等を確認の上、出席停止とする。
- (3) 誰もが感染者・濃厚接触者になりうる状況であることをふまえ、発症者や家族に対する偏見や差別が起きないように、日頃から学年に応じた指導を行い、児童生徒の心の健康に留意する。